

## 令和8年度広島県ペアレントメンター養成研修実施要領

### 1 目 的

「広島県ペアレントメンター事業」は、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている保護者等に対し、発達障害のある子の親として共感的に傾聴し不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行う「ペアレントメンター(※)」事業に係る県、市町等の体制整備を推進し、発達障害児・者への家族支援体制の充実・強化を図るものとする。(別紙「令和8年度広島県ペアレントメンター事業実施要領」参照)

この研修は、発達障害のある子どもの保護者が養育経験を活かし、発達障害(又は可能性)のある子どもを育てている保護者に対して、子育ての不安や悩みに寄り添うことや情報提供等を行うペアレントメンターを養成することを目的とする。

#### ※ ペアレントメンターとは

発達障害児・者の子育て経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言等を行う者。(厚生労働省資料抜粋)

### 2 対象者

ペアレントメンター養成研修の対象者は、次の(1)～(3)を全て満たす者とする。

なお、過去にペアレントメンター養成研修を受講したペアレントメンターがフォローアップのため受講することができることとする。

- (1) 発達障害(診断を受けている)児・者の保護者。
- (2) 発達障害児・者の親を構成員とする団体(以下「親の会」という。)又は市町(市町の委託機関を含む。)及び県(県の委託機関を含む。)から**推薦があった者**。
- (3) 親の会又は市町・県の事業等において活動経験がある者。

### 3 概 要

|         |                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程     | 令和8年10月22日(木)、23日(金) 10:00～15:40<br>※フォローアップのための受講は10月22日のみ可。                                                                           |
| 会 場     | 東広島市市民文化センター 研修室1・2・3(東広島市西条西本町28-6)                                                                                                    |
| 募 集 定 員 | 新規受講12名 フォローアップ 4名                                                                                                                      |
| 受 講 費 用 | 受講料は無料とする。<br>研修を受講するための交通費は受講者の負担とする。                                                                                                  |
| 講 師     | ・NPO法人それいゆ 理事長 江口 寧子 氏<br>・近畿大学九州短期大学 通信教育部保育科 講師 坂口 美由紀 氏<br>・株式会社Relier ソーシャルサポート Lien 管理者 桑原 志乃 氏<br>・県内インストラクター、広島県発達障害者地域支援マネジャー 他 |

### 4 スケジュール(※予定)

#### 【1日目】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 10:00～ | 開会挨拶・事務連絡・講師紹介        |
| 10:15～ | 講義:ペアレントメンターとは / 傾聴とは |
| 12:00～ | 昼休憩                   |
| 13:00～ | アイスブレイク               |
| 13:15～ | 演習:傾聴(ロールプレイ)         |
| 14:45～ | ペアレントメンター事業について       |
| 15:00～ | 質疑応答・まとめ              |
| 15:40  | 終了                    |

## 【2日目】

|        |               |
|--------|---------------|
| 10:00～ | 事務連絡          |
| 10:05～ | 演習：傾聴（ロールプレイ） |
| 11:45～ | 昼休憩           |
| 12:45～ | 演習：傾聴（ロールプレイ） |
| 14:35～ | 休憩            |
| 14:45～ | 振り返り・まとめ      |
| 15:30～ | 事務連絡・閉会       |
| 15:40  | 終了            |

### 5 受講申込

受講を希望する場合は、推薦を受ける親の会や市町を通じて、**10月1日（木）まで**に、受講申込フォームから申込を行うこと。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=31452](https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=31452)



なお、受講希望者が定員を超過した場合は、受講者の選定を行う。

また、複数の受講希望者がいる場合、「氏名」から「受講歴」は入力必須事項であるため、留意すること。

### 6 受講者の決定

受講者決定後、**10月8日（木）まで**を目途に、県から推薦団体及び本人へ電子メールにて通知する。

なお、以降の研修に係る連絡等は、原則県から受講者本人に電子メールにて通知するので、申込時に受講者本人の連絡可能なメールアドレスを記載すること。

### 7 認定登録

- （1）ペアレントメンター養成研修の修了者に対しては、研修受講終了時にペアレントメンターとして活動する意思を確認する。
- （2）前項で活動する意思を表明した者は、活動地域、ペアレントメンター登録者情報の提供の了解、個人情報保護の規定等を確認のうえ、ペアレントメンター登録者情報に登録する。

### 8 その他

- （1）個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。
- （2）受講にあたって障害への配慮を要する受講希望者は、申込時に申し出ること。
- （3）受講者は、受講決定後、別紙2「受講に係る照会票」を**10月14日（水）まで**に広島県障害者支援課あてにメール又は電子申請システムにより提出すること。なお、「受講に係る照会票」には、20歳以上のお子さまの場合、お子さま御本人が同意の旨を記載すること。（同意が得られない場合は、理由を記載してください。例 乳幼児のため等）
- （4）受講者は、研修の中で知り得た個人情報については、家族や親しい友人であっても口外しないこと。また、メール、電話、ブログ、ホームページ、SNS等において研修の中で知り得た個人情報を公開しないこと。
- （5）天候不良等で開催が危ぶまれる場合、前日までに実施の可否について広島県発達障害者支援センターホームページ(<https://www.f-tutuji.or.jp/h-scdd/>)で通知する。

### 9 申込先・問合せ先

- （1）研修内容、研修受講方法等に係ること  
広島県発達障害者支援センター 担当者：平井・芹澤  
（電話）082-490-3455 （FAX）082-427-6280  
（E-mail）[hiroshima-hattatu@f-tutuji.jp](mailto:hiroshima-hattatu@f-tutuji.jp)
- （2）受講申込、受講決定等に係ること  
広島県健康福祉局障害者支援課 地域生活・発達障害グループ 担当者：若林  
（電話）082-513-3157 （FAX）082-223-3611  
（E-mail）[fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp)